

沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

昭和62年4月1日

条例第14号

改正 平成6年3月31日条例第4号
平成11年3月31日条例第7号

平成7年10月16日条例第28号
令和2年3月31日条例第9号

沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例をここに公布する。

沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第48条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者について、登録制度を設けることにより、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(登録)

第2条 浄化槽の保守点検を行う事業（以下「浄化槽保守点検業」という。）を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、3年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 更新の登録申請があつた場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第3条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者名）

(2) 営業所の名称及び所在地

(3) 法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

(4) 浄化槽保守点検業を営もうとする市町村ごとの区域（以下「営業区域」という。）の名称

(5) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号及びその者が担当する営業区域の名称

2 前項の申請書には、申請者が第5条第1項第1号から第6号までに該当しないことを誓約する書類その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第4条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。

2 知事は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨を当該申請者及び営業区域を管轄する市町村の長に通知しなければならない。

3 何人も、知事に対し、その登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者（以下「浄化槽保守点検業者」という。）に関する浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

(登録の拒否)

第5条 知事は、申請者が次の各号の一に該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、そ

の登録を拒否しなければならない。

(1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(2) 第13条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者

(3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第13条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であつた者で、その処分のあつた日から2年を経過しないもの

(4) 第13条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

(6) 法人でその役員のうちに前各号の一に該当する者があるもの

(7) 第9条第1項又は第2項に規定する要件の一を欠く者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第6条 浄化槽保守点検業者は、第3条第1項各号に掲げる事項に変更があつたときは、規則で定めるところにより、変更の日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第4条第1項及び第2項並びに第5条の規定は、前項の規定による届出があつた場合に準用する。

(廃業等の届出)

第7条 浄化槽保守点検業者が、次の各号の一に該当することになった場合においては、当該各号に掲げる者は、30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 死亡した場合 その相続人

(2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であつた者

(3) 法人が破産により解散した場合 その破産管財人

(4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合 その清算人

(5) 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であつた個人又は浄化槽保守点検業者であつた法人の役員

(登録の抹消)

第8条 知事は、前条の規定による届出があつた場合(同条の規定による届出がなく同条各号の一に該当する事実が判明した場合を含む。)又は登録がその効力を失つた場合は、浄化槽保守点検業者登録簿につき、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

2 知事は、前項の規定により登録を抹消した場合においては、その理由を示して、直ちにその旨を当該浄化槽保守点検業者の営業区域であつた区域を管轄する市町村の長に通知しなければならない。

(営業所の設置等)

第9条 浄化槽保守点検業者は、県内に営業所を設置し、営業所ごとに専任の浄化槽管理士を置かななければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに規則で定める器具を備えなければならない。

3 浄化槽保守点検業者は、前2項の規定のいずれかに抵触する場合は、2週間以内に当該各項の規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。

(業務の実施等)

第10条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行つた場合において、当該浄化槽について清掃が必要であると認められたときは、速やかにその旨を当該浄化槽の管理者及び浄化槽管理者が当該

浄化槽の清掃を委託している場合にあつては委託を受けている浄化槽清掃業者に通知しなければならない。

3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理者から委託を受けて浄化槽の保守点検を行う場合には、当該浄化槽管理者に、法第7条及び法第11条に規定する水質に関する検査を受ける義務を周知させるよう努めなければならない。

4 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士にその職務を行わせるときは、規則で定める浄化槽管理士証を携帯させなければならない。

5 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに置いた浄化槽管理士に、第2条第2項に規定する期間ごとに、浄化槽の保守点検に関して必要な知識及び技能に関する研修を受けさせなければならない。

一部改正〔令和2年条例9号〕

(標識の掲示)

第11条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第12条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第13条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けたとき。

(2) 第5条第1項第1号、第3号又は第5号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。

(3) 第6条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 法第12条第1項の勧告に従わず、情状が特に重いとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反したとき。

2 知事は、前項の規定により処分をした場合においては、その理由を示して、直ちにその旨を当該浄化槽保守点検業者及び営業区域又は営業区域であつた区域を管轄する市町村の長に通知しなければならない。

(聴聞の方法の特例)

第14条 前条第1項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

全部改正〔平成7年条例28号〕

(報告徴収、立入検査等)

第15条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、その業務に関し報告させることができる。

2 知事は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の営業所その他業務に係る場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第16条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める手数料を申請の際納付しなければならない。

(1) 第2条第1項の規定に基づく浄化槽保守点検業の登録を受けようとする者 浄化槽保守点検業者登録申請手数料 1件につき33,600円

- (2) 第2条第3項の規定に基づく浄化槽保守点検業の更新の登録を受けようとする者 浄化槽保守点検業者登録更新申請手数料 1件につき33,600円
- (3) 第4条第3項の規定に基づく浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付を受けようとする者 浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付申請手数料 1通につき300円
- 一部改正〔平成6年条例4号・11年7号〕

(規則への委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第18条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第2条第1項又は第3項の登録を受けずに浄化槽保守点検業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第13条第1項の規定による命令に違反した者

第19条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条第3項の規定に違反して措置をとらなかった者
- (2) 第10条第1項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者
- (3) 第12条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- (4) 第15条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第15条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に浄化槽保守点検業を営んでいる者は、この条例の施行の日から3月間は、第2条第1項の登録を受けなくても浄化槽保守点検業を営むことができる。

附 則 (平成6年3月31日条例第4号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年10月16日条例第28号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成8年1月規則第5号で、同8年2月1日から施行)

附 則 (平成11年3月31日条例第7号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、浄化槽法の一部を改正する法律(令和元年法律第40号)の施行の日(令和2年4月1日)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第2条第1項の規定による登録を受けて浄化槽保守点検業を営んでいる者は、改正後の第10条第5項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から2年以内に、その営業所ごとに置いた浄化槽管理士に、浄化槽の保守点検に関して必要な知識及び技能に関する研修を受けさせるよう努めなければならない。